

# ソ連経済改革の新段階\*

—1979年7月決定を中心に—

宮 鍋 熾

## はじめに

ソ連では昨年7月12日に、かなり長文の「計画化の改善と、生産の効率および作業の質の向上にたいする経済メカニズムの作用強化について」と題する共産党中央委員会と連邦閣僚会議の共同決定が採択された。その内容は、計画編成方式の変更にかんする総論と工業におけるその具体的措置をのべた第Ⅰ部、建設業の計画編成方式・管理機構の変更を含む投資効率向上策を規定した第Ⅱ部、経営体におけるホズラスチョートと経済的刺激的強化策を扱った第Ⅲ部の3つから成り、このそれぞれに盛りこまれた諸措置は、つぎの第11次5ヵ年計画(1981~85年)から実地に適用されることになっている。その後、この決定にかんれんして、その実施細目を具体的に定めた各種の「方法的指示」や「規定」類がすでに50余りも公布され<sup>1)</sup>、また1982年1月1日実施予定の工業卸売価格の全般的改訂もその準備作業が進行中であり、さらに農業についても、買付価格改訂をふくむ計画化と経済的刺激的改善案が策定を終えたと伝えられている<sup>2)</sup>。みられるとおり、今回の決定はかなり大がかりな改革を含んでいることがわ

かる。

周知のように、それまでの集権型計画管理制度に広汎な改革を加えることを企図したソ連のいわゆる「経済改革」は、1965年秋に開始されたが、その後70年代を通じて、その内容にいくつかの部分的変更が施され、また、さらに新たな手直しを模索するための各種の実験(一部の企業合同や企業に従来のものと異なる新計画指標を試験的に適用してみることなど)が行なわれてきた。これとの関連でいうと、79年7月の決定は、ソ連の経済改革の進行過程で行なわれたこれらの部分的変更や実験結果を正式に集大成したものであり、80年代におけるソ連の計画管理制度の在り方を基本的に規定する重要文書という性格もっている。つまり、この決定によりソ連の経済改革は、ここにその第2段階ともいべき新たな段階を迎えることになったといえる。以上の事情をふまえて本稿では、今回の決定にふくまれるいくつかの特徴を概観し、若干の考察を加えたいと思う。ただし、以下においてははじめにのべたこの決定の3部構成のうち、考察の対象を主として第Ⅰ部に限定し、その他の部分についてはつぎの機会にゆずることとする<sup>3)</sup>。

## Ⅰ 計画編成方式の変更

79年7月の決定でまず注目されるのは計画編成方式の変更であるが、この変更のおもな特徴は、従来のソ連に存在しなかった長期・短期計画の結合がはじめて試みられていること、そのなかで5ヵ年計画をソ連における計画編成の「主要形態」、

\* 本稿は昭和55年度文部省科学研究費補助金(一般研究(D))による研究の一部である。

1) [15]には今回の決定と関連してそれ以後本年4月半ばまでに公布された43の「方法的指示」や「規定」その他が収録されている。筆者は本年6月に臨時出版された本文献を、当時モスクワ留学中であった龍谷大学大津定美助教授のご好意により入手することができた。残りの10余りの「方法的指示」類は、本年4月末以降に公布されたものについての筆者の概算。

2) [2] стр. 8. 農業についてこのように述べているのは筆者の知るかぎりこのグルシコフ論文だけである。

3) 79年7月の決定の原文は[10]を利用した。この決定全文は《Плановое хозяйство》, No. 9, 1979のほか[15]にも収録されている。

あらゆる経済活動を組織するための「基礎」と規定し、計画体系におけるその役割向上がはかられていること、の2点である。そこでまず、これらの点を明らかにすることからはじめよう。

### 1. 長期・短期計画の結合

従来からソ連における計画は、その対象とする期間からみてつぎの3種類のものが作成されてきた。15～20年の長期展望計画(長期計画)、5年を標準とする中期計画(5ヵ年計画)および短期計画(年度計画)がそれである。これらは対象期間の短いものほど、内容が詳細で実行計画としての性格が強く、その意味でよりオペレーショナルなものになっていることはいままでもない。しかし、これまでソ連の長期計画は単発的にしか作成されず、作成されたものもその後見直しされることなく、やがて現実のプロセスとのずれが大きくなってすべて廃止されるか棚上げされる始末であったから、一般に長期計画と中期・短期計画との間の関係は存在しなかった。この点、今後はつぎのように改められることになった。

まず、連邦科学アカデミー・国家科学技術委員会・国家建設事業委員会の3機関が担当者となって、5ヵ年計画のはじまる2年まえに「科学技術進歩20ヵ年総合プログラム」(5ヵ年区分つき)が作成され、連邦閣僚会議と連邦 Gosplan に提出される。つぎにこの総合プログラムと党の決定した長期の政策課題にもとづいて、「経済社会発展10ヵ年基本方向」<sup>4)</sup>が策定される。このばあい前半の5ヵ年は諸指標が年度区分つきで示され、後半の5ヵ年については最終年次の主要指標のみが示される。その原案作成作業は連邦 Gosplan が中心になって関係機関の参加のもとに進められ、Gosplan は5ヵ年計画開始1年半まえに10ヵ年基本方向案を連邦閣僚会議に提出することになっている。

そして重要なことは、いったん策定された20

ヵ年総合プログラムと10ヵ年基本方向がいずれも5年たつごとに見直されて、必要な修正と新たな5ヵ年分の追加が行なわれること、およびこのような見直しを伴う10ヵ年基本方向がつねに基礎になって5ヵ年計画の策定が行なわれる、とされていることである。このうち後者の点についていうと、ソ連では第1次5ヵ年計画(1928～32年)の場合をのぞき元来その5ヵ年計画は課題の年度区分を伴ってはず、実行計画の重点は年度計画におかれてきたが、1971年いらい年度区分つき5ヵ年計画の作成に踏切り、それに応じて企業合同や企業も自己の年度区分付5ヵ年計画をもつようになり、したがって最近では5ヵ年計画と年度計画はそれなりに関係されている。したがって10ヵ年計画(10ヵ年基本方向)が5ヵ年計画と関係されれば、ともかくそこに長期・中期・短期という3種類の計画の関係ないし結合が成立することは明らかである。しかも10ヵ年計画のうちの前半5ヵ年の諸指標は上述のように年度区分つきであり、そのうえすぐあとで述べるように、5ヵ年計画と年度計画の結合は強化の方向にあるから、なおさらそういえる。もっとも今回の決定には、数理計画法の適用にもとづく、いわゆる「目標プログラミング法」(программно-целевой метод)を長期計画編成に用いることが強調されていることを別にすると、20ヵ年総合プログラムについてはもとより10ヵ年基本方向についてもそれがどのような主要指標で構成され、それらの数値(目標数字)がどのようにして決定されるかといった長期計画編成の方法上の具体的問題はなにものべられていず(10ヵ年基本方向の場合わずかに10ヵ年の主要品目別物財バランスと労働力バランスが盛り込まれることだけが示唆されている)、このような長期計画編成方式の実施もこれからのことであるから、その成否についてここで何らかの判断を下すことは時期尚早というべきであろう。要するにここには、長期計画編成に5年を単位とするいわゆる「ころがし方式」を適用してその時間的連続性を保持し、そうすることによって長期計画と5ヵ年計画、ひいては年度計画との有機的結合をはかろうとする意図だけは明瞭に読みとれるよ

4) ソ連の計画はごく最近まで「国民経済発展計画」と呼ばれていたが、1978年度の計画から「経済社会発展計画」と改称された。この事情はソ連の新憲法草案の審議中にこの新名称が提案され、これが新憲法(77年10月制定)にそのまま採用されたためである。

うに思われる。

## 2. 5 ヶ年計画の役割の向上

かつてコスイギン首相は、ソ連における経済改革実施をきめた1965年の党中央委員会9月総会での報告のなかで、ソ連の5 ヶ年計画編成方式についてつぎのようにのべた<sup>5)</sup>。これまで国民経済発展5 ヶ年計画はそれに盛りこまれた主要課題の年度別区分をとまなっていないため、企業レベルにおいても一般に企業自身の5 ヶ年計画が作成されなかったが、今後は主要課題の年度区分つき5 ヶ年計画を国民経済計画編成の基本形態にする必要がある、と。つまりソ連ではそれほど詳細な5 ヶ年計画は作成されていず、実行計画の中心はあくまでも年度計画であった。しかし年度計画に重点がおかれると企業はより長期の視野に立つ経営活動の見通しをもちえず、目先の成果のみを重視しがちになるなど、そこに種々の弊害が生れてくることは避けられない。そこで、計画の安定性を保証してこれらの弊害をなくすためには、あらかじめ年度区分つきの国民経済発展5 ヶ年計画を確定して、企業レベルにまで年度区分つき5 ヶ年計画課題をおろし、企業はこの計画課題にもとづいて自己の5 ヶ年計画をもつようにすべきである、というのがこの問題にかんするコスイギン提案の主旨であった。

実行計画の重点を5 ヶ年計画に移すというこの提案がソ連で第9次5 ヶ年計画(1971~75年)以降実施されるようになってきたことはすでにのべたとおりであるが、今回の決定ではこの方向がいっそう強化されることが明確に打ちだされており、このことは、そこに規定されているつぎのような今後の5 ヶ年計画編成方式になによりもはっきりと示されている。

5 ヶ年計画の編成は、10 ヶ年基本方向が確定済みであることを前提すると3段階に分かれる。第1段階は連邦 Gosplan において5 ヶ年計画のための基本諸指標と諸経済ノルマチーフにかんするいわゆる「統制数字」(年度区分つき)の作成にはじまり、Gosplan はこれを5 ヶ年計画がはじま

る1年まえに連邦省・庁と連邦構成共和国閣僚会議に通達する。省・庁と共和国閣僚会議は Gosplan から統制数字受領後1 ヶ月以内にそれをそれぞれの所管の生産企業合同や企業におろす。それで第1段階は終りである。第2段階では、企業合同や企業はこの統制数字にもとづいて各自の「経済社会発展5 ヶ年計画」案(年度区分つき)を作成するが、そのさい同時に、補給・販売機関と協同して企業合同(企業)間経済契約の締結のための製品品目決定の予備作業も行なわれる。こうして作成された企業合同と企業の5 ヶ年計画案がそれぞれの所属する省・庁や共和国閣僚会議に提出され、さらに連邦省・庁と連邦構成共和国閣僚会議により統制数字と企業合同や企業から提出された計画案にもとづいてそれぞれの産業部門別、共和国別の5 ヶ年計画案が作成され、連邦 Gosplan に提出される。連邦 Gosplan はそれらの産業部門別、共和国別計画案の全般的な相互調整ととりまとめを行なって「ソ連邦経済社会発展5 ヶ年計画」案(年度区分つき)をつくり、これが5 ヶ年計画のはじまる5 ヶ月まえに連邦閣僚会議に提出され、最終的に最高会議で審議され採択されることになる。第3段階では、年度区分つきの確定5 ヶ年計画課題が第1段階における統制数字の場合と同じルートをつたたびたどって企業合同と企業までおろされ、この確定計画課題にもとづいて連邦省・庁や連邦構成共和国および末端の企業合同や企業で各自の年度区分つき5 ヶ年計画が作成される。また企業合同(企業)の場合には自己の5 ヶ年計画が作成される時点で同時に、与えられた生産手段の割当の枠内でその取引相手との間で長期経済契約(5年間)が結ばれ、そのなかで年度区分つきの5年間にわたる大枠分類による品目別納入量や納入期限等が定められる。

つづいて、以上の手続きで作成される5 ヶ年計画の安定性を保障するための種々の条件が確保されなければならないことが強調されているが、次節でのべる計画指標体系についての言及をのぞいてそれらを列挙するとつぎようになる。1) 国家5 ヶ年計画の構成部分としてその各年度別の物財バランス、労働力バランス、生産設備バランス、

5) [19] p. 280.

資金バランスおよび住民貨幣収支バランスが作成される。2) 作業ノルマ、労働・原材料・燃料・電力の支出ノルマならびに生産設備利用ノルマチームなどの科学的根拠をもったノルマ・ノルマチーム体系を用いて5ヵ年計画が作成されなければならない。3) 工業卸売価格、建設見積価格、貨物運賃は5年間固定される。4) 省・庁から末端の経営体までのあらゆる経済環節において、5ヵ年計画(および年度計画)遂行度の評価はその計画開始後の「累積合計」(нарастающий итог)によって行なわれる。5) 企業合同や企業の5ヵ年計画(および年度計画)は経済的・技術的計算に立脚して作成されるべきであって、種々の指標の「過去の趨勢」(сложившаяся динамика)にもとづいてのみ計画課題を設定してはならないし、これとかんれんして企業合同(企業)は、自己の生産設備の現有量と利用率、生産の組織・技術水準と専門化、生産される生産物の質および5ヵ年計画、年度計画作成に必要なその他の技術・経済指標を盛りこんだ「生産企業合同(企業)要覧」(паспорт производственного объединения(предприятия))を作成しなければならない<sup>6)</sup>。

これらのうち4)は、経営体の活動の良否を判定する指標(評価指標とか成功指標とか呼ばれる)の計算方法が変更されることをのべたものである。これまで5ヵ年計画遂行度の評価は年度別に、それぞれの年度のみの評価指標の達成水準を算定して行なわれてきた(年度計画の遂行度は同様に四半期ごとに各四半期のみの達成水準によって評価された)のに対して、これが累積合計による遂行度評価へ変更されることによって、たとえば各経営体は5ヵ年計画の場合、当年の計画未遂行を前年の計画超過遂行によって埋め合わせることができ、経営体にとってより好都合な改善であるといわれている<sup>7)</sup>。今回の決定についての解説論文のなか

6) パスポートを仮に「要覧」と訳したが、その内容はきわめて詳細なものである。1979-80年に作成を終え、その後は毎年更新される。企業合同(企業)要覧は企業合同(企業)で保管され、要請に応じてそのコピーが上部機関や地域計画機関へ送付される。内容についてくわしくは[12],[15]стр. 35~55を参照。

7) [5] стр. 22.

には、累積合計による計画遂行度評価への移行が「達成度にもとづく計画化の実践を廃止する」意味をもっているという向きもある<sup>8)</sup>。しかしこれは4)のもつ意味についての拡大解釈といえるべきであろう。いわゆる「達成水準による計画化」廃止の意向を表明しているとみるべきは、別の解説論文が正しく指摘しているようにむしろ上記の5)である<sup>9)</sup>。達成水準による計画化というのは、上から企業に計画課題をおろすさいに、その企業の過去の実績にかなりのパーセンテージの上積みをして次年度の計画課題を設定するソ連に伝統的な計画編成手法で、これはかつての単年計画主義およびM.エルマンのいう「計画遂行・超過遂行誘導型」の経済的刺激方式とあいまって、企業が自己の余力を出し惜しみ、企業に低目標選好を促すという逆の結果をもたらす、経済改革直前のソ連におけるいわゆる「利潤論争」なかではE.リーベルマンやB.ネムチノフによりその廃止の必要性が強く主張されていた<sup>10)</sup>。しかし経済改革後も、刺激方式は企業に高目標選好をうながすという意味での「きつい計画引受誘導型」(エルマン)が実施されたにもかかわらずそれが不徹底なものであり(企業管理者へのプレミアム支給方式はエルマンによると依然として「計画遂行・超過遂行誘導型」であった)、また達成水準による計画化も年度計画中心も存続したため、企業による低目標選好の傾向はなくならなかった<sup>11)</sup>。したがって安定的な5ヵ年計画が編成・実施され、不評判な達成水準による計画化も廃止され、そして経済的刺激方式も改善されるならば、それらが上述のような難問題の解決に資することはもちろんである。しかしここでは、今回の決定における5ヵ年計画の役割強化の措置は、これまで解決困難だった上記問題へのソ連当局なりの対応策の現れであることを指摘しておくだけにとどめたい。

ところで、計画体系における5ヵ年計画の位置づけが高まり、5ヵ年計画がソ連における計画編

8) [3] стр. 5.

9) [9] стр. 8, 9.

10) [19] pp. 52, 210.

11) [17] pp. 114~117, [18] pp. 30~35.

成の主要形態となることに対応して、その年度計画は当該年度に対する5ヵ年計画の諸課題の「具体化」、「精密化」として位置づけられ、したがって年度計画は、5ヵ年計画で設定済みのそれぞれの年度の諸指標と諸経済ノルマチーフにもとづいて作成されることになる。このことは5ヵ年計画における当該年度の諸課題が、いわば年度計画作成のための統制数字の役割を果すことを意味するから、年度計画作成に当って連邦ゴスプランは改めて統制数字を作成し、それを下におろす必要はなく、年度計画編成手続きは下から、すなわち末端の企業合同や企業における年度計画面案の作成をもって開始される。いいかえると、5ヵ年計画の編成手続きが前述したような3段階から成っているのにくらべて、年度計画のそれは第1段階が省略されて残りの2段階だけでよいことになり、それだけ簡略化されるわけである。

年度計画の作成のばあいあらゆる経済管理レベルにおいて5ヵ年計画で設定された当該年度の諸指標を下回ってはならないとされているが、そのさいとくに企業合同(企業)レベルにおける年度計画面案は、その従業員集団による社会主義競争の展開と、すでにのべた「企業合同(企業)要覧」のデータ等にもとづく経営内予備の活用とに立脚して、5ヵ年計画の当該年度の課題を超えるいわゆる「呼応計画」の形をとり、「緊張度の高い計画」(напряженный план)案として作成されなければならないとされている。このように、1)統制数字が不要で計画編成が下から開始されること、2)そのさい計画面案は従業員集団による呼応計画の形をとらなければならないこと、が新方式における年度計画編成の基本的特徴である。年度計画編成のその後の手続きは5ヵ年計画の場合と基本的に同じであるから省略し、以下の点だけを紹介しておく。連邦ゴスプランはソ連邦全体を包括する年度計画面案を計画開始4ヵ月前に連邦閣僚会議に提出すること、その後最高会議で採択された年度計画に基づく確定年度指標を省・庁は、資材・機械補給の指標をも含めてすべて計画開始1ヵ月前に企業合同や企業に示達すること、さらに、これを受理した時点で企業合同(企業)は取引相手(他の

企業合同(企業)や地域補給機関)との間の5年間の長期経済契約にもとづき、生産物の四半期区分つき受渡量・受渡期限などをより詳細な品目分類で具体化し精密化すること、などである。

## II 計画指標の新体系

ソ連においては伝統的に、企業活動を中央計画機関の有効な統制下におくための方法として、「義務的計画課題」とか「承認指標」とか呼ばれる多数の計画指標を設定し、それらを上から企業におろし、これらの指標にもとづいて作成された企業計画の忠実な執行を企業に義務づけることが行なわれてきた。企業の自主性を拡大するため65年の経済改革の結果、企業におろされる承認指標の数がいちじるしく削減されるとともに、利潤(量と率)や生産物販売高などの新しい指標も用いられるようになったことはよく知られている。79年7月決定はむしろこの承認指標体系の内容についてもかなりの変更をふくんでいる。

### 1. 新体系の要点

今回の決定における承認指標体系の変更は工業(鉱山業をふくむ)および建設業に適用されるものについて行なわれた。この変更された指標体系(新指標体系)は、省までが第11次5ヵ年計画から準備が出来次第ゴズラスチョートに移行することとかんれんして、工業においても建設業においてもいずれも省から企業合同(企業)にいたるあらゆる経済環節に一貫して適用されるものであるが、そのうち最も詳細に規定されている工業の企業合同(企業)レベルに適用されるものについて、その要点を整理して示すとつぎのようになる。

第1に、上から企業合同(企業)におろされる承認指標体系は5ヵ年計画用のもの(年度区分つき)と年度計画用のものとが区別されている。このような区別は年度区分つき5ヵ年計画を策定し、これと年度計画を連結させることになったことと関連していることはいうまでもない。第1表の右欄に掲げてあるのが企業合同(企業)におろされる5ヵ年計画の新承認指標体系の内容である。そこに示された指標のうちから(5)、(6)、(8)、(12)、(13)、(15)、(16)の各指標をのぞいた残りの11の指標

第1表 企業合同(企業)の承認指標(5ヵ年計画用)

第10次5ヵ年計画(76-'80)の場合	79年7月決定の場合
<b>生 産</b>	
1. 生産物販売高	1. 標準純生産高
2. 主要品目別生産数量	2. 主要品目別生産数量
3. 高品質生産物の割合	3. 高品質生産物の生産増大
<b>労働・社会問題</b>	
4. 労働生産性増大(商品生産高による)	4. 労働生産性増大(標準純生産高による)
5. 賃金ファンド総額	5. 標準純生産高ルーブル当り賃金ノルマチーフ
6. 物質的奨励ファンド, 社会文化・住宅建設ファンドの形成ノルマチーフ	6. 物質的奨励ファンド, 社会文化・住宅建設ファンドの形成ノルマチーフ
	7. 労働者・職員数のリミット
	8. 手労働削減にかんする課題
<b>財 務</b>	
7. 利潤総額と利潤率	9. 利潤総額
8. 国庫納入金と国庫交付金	10. 利潤分配ノルマチーフ, 国庫納入金と国庫交付金
<b>基 本 建 設</b>	
9. 新規固定ファンド・生産設備の稼働開始	11. 新規固定ファンド・生産設備の稼働開始
10. 中央配分投資額	12. 国家投資・建設作業のリミット
11. 生産発展ファンドの形成ノルマチーフ	13. 生産発展ファンドの形成ノルマチーフ
<b>新 技 術 導 入</b>	
12. 新製品開発, 新生産工程の導入, オートメ化にかんする課題	14. 科学技術プログラムの遂行, 新生産工程・新製品開発にかんする課題
	15. 生産・生産物の技術水準の基本指標
	16. 科学技術的措置からの経済効果
<b>機 械 ・ 資 材 確 保</b>	
13. 主要原材料支出ノルマの平均節約課題	17. 主要原材料支出ノルマの平均節約課題
	18. 資材・機械の主要品目別納入量

出所: 《Экономическая газета》, No. 42, 1979, стр. 7.

備考: 原表をかなり意識してかかげた。

(ただし第1表の右欄の(10)のうち利潤分配ノルマチーフものぞかれている)に、別に生産物販売高指標を加えた計12が年度計画用の承認指標体系を構成することになった。ついでにいうと、工業省に対する承認指標体系は5ヵ年計画では、企業合同(企業)のそれに「統一科学技術発展ファンド形成ノルマチーフ」を加えた19の指標から成り、これが年度計画では生産物生産数量、固定ファンド・生産設備の稼働開始、国庫納入金と国庫交付金、資材・機械納入量、および生産物販売高と利潤総額の5つに縮小されている。

第2に、上部機関から企業合同(企業)におろされる承認指標の数がかなり増加した。ソ連では経済改革により工業企業に対する承認指標の数はそ

れ以前の30から8つに削減されたが、これは企業に対する上からの官僚主義的拘束の減少、企業の自主性の拡大を示す標識とされ、したがって承認指標のこの削減はソ連経済改革の要点のひとつとみなされてきた。しかしその後、70年代に入って漸増傾向を示しはじめていた承認指標数は、第1表の左欄と右欄を対比すると第10次5ヵ年計画(1976~80年)における13から今回の18へといっそう増加したことがわかる。承認指標として今回新たに追加されたのは主として労働関係のもの(労働者・職員数のリミットと手労働削減にかんする課題)と、新技術導入関係のもの(生産・生産物の技術水準にかんする指標と科学技術的措置からえられる経済効果)であり、しかも労働生

産性増大、高品質生産物の割合、主要原材料支出ノルマの平均節約課題などの承認指標も70年代になって追加されたものであることを考えあわせると、労働力不足や技術革新の立ちおくれなどソ連経済の抱える諸問題へのそれなりの対応策がここにもうかがえるように思われる。

第3に、標準純生産高とか、標準純生産高1ルーブル当り賃金ノルマチーフや利潤分配ノルマチーフなどのいわゆる「安定的経済ノルマチーフ」といった新しい承認指標が適用されるようになった。従来の主導的指標であった生産物販売高に代って標準純生産高がその地位を占め、前者には今後は年度計画における生産物納入義務遂行度の評価用承認指標という役割が与えられているにすぎない。安定的経済ノルマチーフは5ヵ年計画において年度区分つきで企業合同や企業におろされたあと、年度計画で再承認を受ける必要がなく、年度計画用承認指標の数が5ヵ年計画用のそれにくらべて減少しているのは実はそのためである(同様に年度計画で再承認の必要のないものとしてほかに国家投資・建設組立作業リミットがあげられる)。これらの新指標のうち若干のものについては後述することにした。

第4に、企業合同や企業の生産計画および活動評価における現物指標の役割が高まっている。これまで生産にかんする承認指標のうち現物表示のものは、5ヵ年計画ばかりでなく年度計画においても「主要品目別生産数量」として企業に示達されてきたが、今後は年度計画用のその指標が、5ヵ年計画よりもずっと詳細な品目分類による「生産物生産数量」として、年度計画用承認指標の第1位を占めるかたちで企業合同や企業におろされることになった。また、つぎに述べる評価指標の第1位におかれるのも、経済契約による具体的品目別の生産物納入義務の遂行度である。

第5に、企業合同(企業)の活動の良否をきめる評価指標(または成功指標)として、上述のものほかに労働生産性増大、高品質生産物増大および利潤額(場合によって原価引下げ)が用いられている<sup>12)</sup>。経済改革開始後の評価指標は生産物販売高

と利潤(量と率)であった。第9次5ヵ年計画期にはこれに労働生産性増大と高品質生産物の割合が追加され、さらに第10次5ヵ年計画では評価指標が高品質生産物の割合、労働生産性増大および利潤額というように組み替えられた<sup>13)</sup>。そしてまたもや今回の変更である。これら数個の評価指標を組み合わせてそれらの遂行度におうじて、利潤のうちから経済的刺激ファンドへの繰入額が決定されるというこの刺激制度が複雑にすぎるとは改革当初からその欠陥のひとつとして指摘されていた。それにしてもそれ以降のたびかさなる評価指標の組み替えないし変更は、複雑であるということのほかにも刺激制度そのものをきわめて不安定なものにしているといえよう。

## 2. 新しい承認指標

ここでは新たに適用されることになった指標のうち標準純生産高と利潤分配ノルマチーフをとりあげ、その具体的内容についてのべてみたい。まず、産出高指標としての生産物販売高に代って標準純生産高が用いられるようになった事情についていうと、それは販売高が産出高指標としてはかなり不完全な指標であったからだといわれる<sup>14)</sup>。経済改革による販売高指標の採用は、それが企業活動の評価指標とされたこととかんれんしてその当初、生産者企業の側に、消費者企業の需要動向への配慮、需要に合わせた生産発展への志向をもたらし、また納入生産物の代金回収や流通期間短縮への関心をはぐくむなど、肯定的な結果を生んだ。しかし、生産物販売高も商品生産高と同じく総生産高指標の部分的変形であるから、この3種類の指標には共通の性格があり、それに由来する産出高指標としての共通の欠陥を販売高指標ももっていたのである。

ソ連における統計カテゴリーとしての総生産高は、一定期間における 1) 他企業に引渡された完成品と半製品、2) 他企業のためになされた修理作業、3) 仕掛品や自家製半製品・工具などの当期残高増加分、4) 自企業のためになされた修理作業などの貨幣評価額総計であり、ここから 3) 以

13) [16] стр. 242.

14) [4] стр. 25~27.

12) [11] стр. 4.

下の価額を控除したものが商品生産高である。またごく単純化していうと前期と当期における商品生産高の当期における入金高が生産物販売高である。したがってこの3つの指標に共通しているのは、そのなかに当該企業において新たに造出された価値( $v+m$ )だけでなく、固定フォンドや原材料から移転された価値( $c$ )もふくまれている点であり、そのいずれかが産出高指標として適用されたばあい企業は、より高価な原材料を使用することによって何ら労働投入量を増加させることなく、生産物産出高を増大させ、生産性の指標を向上させることができる。つまりこれらの指標が用いられると、何種類もの生産物を生産している企業にとってその指標を達成するうえで自己に有利な生産物と不利な生産物の区別が生じ、企業の側に不利な生産物の生産を抑え、有利な生産物の生産をふやす傾向が生れる。もちろん企業にとって有利な生産物とは価格が高くて原材料集約的な生産物であり、不利な生産物とは価格が低くて労働集約的な生産物である。周知のようにソ連では、この生産物の有利不利の問題は企業の産出高指標として総生産高が採用されていた時代に発生し、それ以来、学者や実務家の間でしきりと議論されてきた問題である。そして経済改革後は産出高指標として生産物販売高と商品生産高とが併用された(労働生産性の計算には商品生産高が用いられた)から、企業合同や企業にとって生産物の有利不利の問題がほとんどそのままの形で存続した。経済改革後も企業における販売高の増大はしばしば、高価な原料の使用によって達成されたといわれる<sup>15)</sup>。このような弊害を除去するため固定フォンドや原材料からの移転価値をふくまず、当該企業における新造出価値のみを示す産出高指標、つまり純生産高を用いることになったのである(標準純生産高を用いるのは純生産高指標を対比可能なものにするためである)。

こうした事情を背景にして、ソ連では1973年から軽工業用機械・食品工業用機械・家庭用機器製作省、重機械・運輸機械製作省、造船工業省等

7省所属の45企業で標準純生産高指標を用いる実験的な試みが開始され、78年1月にはこの試みは19の工業省所属の433企業(企業合同)にひろげられたという<sup>16)</sup>。この実験的試みでは、あらかじめ製品別に5年間有効の製品1単位当り純生産高ノルマチーフをきめておき、当該製品生産数量にこれに乗じてその標準純生産高を算定するという方法がとられ、このノルマチーフ自体は企業が作成し、それを省が点検し承認するという仕方であった。この試験的施行の結果は肯定的な評価を与えられているが、純生産高ノルマチーフの計算方法は企業ごとにさまざまで、統一されていなかったようである。

つぎに、今回の決定により大部分の企業合同や企業に導入されることになった標準純生産高指標についていうと、標準純生産高の計算手続きは基本的には上述の実験的試みの場合と同じである。つまり標準純生産高のばあいその核心は製品1単位当り純生産高ノルマチーフの決定にあるが、それはつぎのようになっている<sup>17)</sup>。卸売価格改訂と同時にこのノルマチーフも国家価格委員会を中心とする価格決定機関により決定され、企業合同や企業におろされる(ただし、はじめに述べたように今回の卸売価格改訂は82年1月実施であるため、81年の分については省が決定し企業合同や企業におろすことになっている)。

純生産高ノルマチーフは製品1単位当りの賃金、社会保険料および利潤のそれぞれの標準値の合計から成り、このうちとりわけ賃金と利潤部分の計算方法はつぎのとおりである。ノルマチーフの賃金部分を構成するのは生産従業員のそれであるけれども、そのうち生産労働者の賃金は企業合同(企業)の提出する会計報告書に別建てとなっているため、そのデータを直接利用できる。しかしその他の生産従業員(技師・技術員、職員および補助職場の労働者)の賃金は上記報告書に別建てで示されていないから、特殊な計算を行なって生産労働者の賃金に対するその他生産従業員の賃金の比率を示す係数  $K_3$  を算定し、これを用いてそ

15) [1] стр. 39.

16) [6] стр. 79~80.

17) [4] стр. 30~32.

の他生産従業員の賃金を算出しこれを合算する、という方法が採用されている。これが賃金部分の計算方法であり、もちろん当該製品1単位当たり部門平均賃金として算定される。ノルマチーフの利潤部分の計算には当該製品の卸売価格決定のさいに用いられる収益率ノルマチーフ(対原価)を利用し、ただし原価から直接的原材料費を控除したもの(すなわち賃金、社会保険料、減価償却費および職場費等から構成されるいわゆる「加工原価」себестоимость обработки)にそれを乗じて利潤を求める。このような利潤部分決定方法は理論的には一貫性を欠く(理論的には加工原価ではなくてその社会保険料込み賃金部分に収益率ノルマチーフを乗ずべきであろう)が、こうした計算方法をとった主たる理由は、そうしないと、生産物1単位当たりの労働集約度が比較的low、技術装備度の比較的高い企業における利潤が小額となり、ここではフォンド使用料その他の国庫納入金の支払いおよび利潤からの経済的刺激フォンド繰入れに困難をきたすことになるからであるとされている<sup>18)</sup>。以上のようにして計算された賃金および利潤に当該製品1単位当たりの社会保険料を加えれば、純生産高ノルマチーフがえられ、それが5年間安定的なものとし適用されることになる。

利潤分配ノルマチーフについては、ノルマチーフの決定方法その他まだ不分明の点が多い。しかし今回の決定後発表されたこの問題にかんする「規定」や諸論文の説明を整理すると、その内容は多分つぎのようになる<sup>19)</sup>。このノルマチーフは国家予算と省以下の経営体との間の利潤分配率を表わし、たとえばそれが60%という数値で与えられたとすると、これは省以下の利潤保留分がそれだけあることを示す。利潤分配ノルマチーフの設定手続きは、まず連邦 Gosplan と連邦財務省が工業省に対してノルマチーフを設定し、つぎにこのノルマチーフの範囲内で省→全連邦部門合同→生産企業合同(企業)というルートで末端の企業合同(企業)までそれぞれのノルマチーフがおろさ

れてくる仕組みになっている。これが5年間安定的なもの(年度区分つき)であることはすでにのべたとおりである。

経済改革後に導入された分配方式では企業利潤は段階的につぎの3つの用途に分配されていた。まず企業はその利潤総額のうちからフォンド使用料・定額納付金などの国庫納入金の上納、銀行信用返済や銀行利子支払をおこない、つぎに残りの利潤から所定の基準(ノルマチーフ)で経済的刺激フォンドへの繰入れ、計画的諸支出の財源形成、予備フォンドへの繰入れなど済ませ、最後になお残る利潤を「未配分利潤残高」の形で国庫に上納する。この方式における主な欠陥として従来から指摘されてきた点は、利潤分配メカニズム全体が複雑であること、多額の未配分利潤残高が上納される(ソ連の工業企業利潤総額に占めるその割合は近年では約30%)こと等であった。これと比較すると、今回の新方式では未配分利潤残高を減少させて省以下の利潤保留分をふやし、各経営体が自己の必要とする資金をかなりの程度利潤保留分で賄うことが意図され、また、国庫と省の間および省以下の经济管理レベルの間にすべて比率による利潤分配が設定されるため、利潤分配メカニズムが全体として簡略化されるといわれている。ただしこのノルマチーフの他に省以下の各経営体に各種国庫納入金の絶対額が同時に下達され、各経営体に保留される利潤部分の用途、その各種の自己フォンドへの繰入率は従来どおり厳しく設定されるから、5年間にわたる利潤分配ノルマチーフが設定されたことにより企業合同や企業はその利潤保留分について将来の見通しをもつことができ、また利潤保留分が多くなることなどの点に改善を認めることができるにしても、利潤分配メカニズムがそれほど簡素化されたとは思われない。

なお、この新方式も1970年に器具・オートメーション装置・制御装置製作省で実験的に用いられはじめ、その後かなり普及されていた。参考までに国家予算とそれらの省の間の利潤分配ノルマチーフ(%)を示すと、1979年のそれは、上記の製作省が39.1、トラクター・農業機械製作省が60.1、重機械・運輸機械製作省が73.9となってい

18) [4] стр. 33.

19) [13] стр. 10, [15] стр. 188~190, [14] стр. 40~44, [7] стр. 60~64.

る。近年のソ連工業利潤総額のうち省以下に保留される利潤の割合は約40%であるから、上記3省のうち終りの2省における利潤保留分はかなり高いことがわかる。

以上が主として計画編成方式と計画指標体系からみた79年7月決定の概要である。この決定にはそのほか物質的刺激の強化や資材・機械補給の合理化にかんする具体的な施策なども盛りられているが、ここでは取りあげることができなかった。それらについては別の機会を待ちたい。M. ドップはかつてソ連の経済改革を評して、それが「肥大化した意思決定集権化の比較的微小な修正」にすぎず、したがってそこでは「30年代に形成された制度がその基本的な枠組と作動様式の点でなお生きつづけている」と述べたことがある。今回の決定をここで扱った2点からみるかぎり、長期・短期計画の関係をはかること、5ヵ年計画を計画編の基本形態とすること、さらにより合理的な計画指標を設定しようとしていることなど一応はみるべき改善策であるといえる。しかしそれらは30年代の「基本的な枠組と作動様式」を基本的に抜けだすものではなく、その枠内での合理化策とみるべきであろう。とりわけ企業合同(企業)レベルの計画指標数の増加は上からの拘束がそれだけ増大したことを意味するからなおさら、ドップのかつての評言は来年からはじまるソ連の経済改革の新しい段階(第2段階)にも基本的になおあてはまるように思われる。

(一橋大学経済研究所)

#### 参 考 文 献

- [1] Буннич, П., Плановые показатели экономические нормативы и правила, 《Вопросы экономики》, No. 2, 1980.
- [2] Глушков, Н., О разработке новых оптовых цен, 《Экономическая газета》, No. 17, 1980.
- [3] Комплексное совершенствование планирования и хозяйственного механизма, 《Вопросы экономики》, No. 9, 1979.
- [4] Кротов, Ю., Нормативная чистая продукция: Сушность показателя и его применение, 《Плановое хозяйство》, No. 11, 1979.
- [5] Крылов, П., Годовые планы в системе пятилетнего планирования, 《Плановое хозяйство》, No. 6, 1980.
- [6] Крылов, П. и др., Чистая продукция в системе плановых показателей, 《Плановое хозяйство》, No. 3, 1978.
- [7] Массарыгин, Ф. и др., Развитие систем распределения прибыли в СССР и европейских странах-членах СЭВ, 《Вестник Московского университета》 Серия VI—Экономика, No. 2, 1980.
- [8] Методические указания о порядке разработки и применения в планировании показателя чистой продукции (нормативной), 《Экономическая газета》, No. 40, 1979.
- [9] Новый этап развития системы планового управления социалистической экономикой, 《Экономика и математические методы》, No. 1, 1980.
- [10] Об улучшении планирования и усилении воздействия хозяйственного механизма на повышение эффективности производства и качества работы, 《Экономическая газета》, No. 32, 1979 (望月喜市訳・解説「計画化の改善と経済メカニズムの強化について」『スラヴ研究』No. 25(1980年), 所収)。
- [11] Плановые показатели и критерии оценки, 《Экономическая газета》, No. 34, 1979.
- [12] Положение о паспорте производственного объединения (предприятия), 《Экономическая газета》, No. 46, 1979.
- [13] Положение о порядке распределения прибыли……, 《Экономическая газета》, No. 47, 1979.
- [14] Ситарян, С., Совершенствование системы распределения прибыли и платежей в бюджет, 《Вопросы экономики》, No. 1, 1980.
- [15] Совершенствование хозяйственного механизма: Сборник документов, Москва, 1980.
- [16] Федоренко, Н., Некоторые теории и практики планирования и управления, Москва, 1979.
- [17] Ellman, E., *Soviet Planning Today*, Cambridge University Press, 1971.
- [18] Ellman, M., "Seven Theses on Kosyginism," in *De Economist*, No. 1, 1977.
- [19] 野々村一雄ほか編訳『ソヴェト経済と利潤』日本評論社, 1966年。